

## 川崎市屋外スポーツ施設利用日程調整に関する要領

### 1 目的

この要領は、川崎市の屋外スポーツ施設の利用日程について事前に調整することにより、スポーツを推進していくとともに、一般市民の利用日程を確保することを目的とする。

### 2 定義

- (1) この要領において、「日程調整会議」とは、一般市民の利用申込に先立って、関係者が集まって行う「事前確保にかかる日程を調整する会議」をいう。
- (2) この要領において、「事前確保」とは、一般市民の利用申込に先立って、利用日程を確保することをいう。

### 3 事前確保

- (1) 事前確保については、原則的に日程調整会議を経て行うものとする。
- (2) やむをえず日程調整会議後に事前確保を行う場合は、一般市民の利用日程を勘案したうえで、施設管理者が市民文化局市民スポーツ室と協議をして行うものとする。
- (3) 各施設の事前確保ができる大会等については、別に定める。

### 4 事前確保ができる施設

事前確保ができる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 等々力陸上競技場及び補助競技場
- (2) 等々力球場
- (3) サッカー場  
(等々力第1サッカー場、等々力第2サッカー場、上平間サッカー場及び古市場サッカー場)
- (4) 野球場  
(富士見球場、小田球場、大師球場、池上新田球場、桜川球場、御幸球場、上平間球場、天神第2球場、天神第3球場、宇奈根第2球場、川崎市多摩スポーツセンター野球場及びとんび池球場)
- (5) 少年野球場  
(大師少年野球場、瀬田少年野球場、諏訪第1少年野球場、諏訪第2少年野球場、北見方少年野球場、虹ヶ丘少年野球場及び片平少年野球場)
- (6) 運動広場  
(等々力緑地運動広場)
- (7) 庭球場  
(富士見庭球場及び等々力庭球場)
- (8) 多目的広場  
(等々力緑地多目的広場)

### 5 日程調整会議の開催日等

日程調整会議は、次の各号に掲げる施設単位で行うものとし、その開催日は関係者と調整し、施設管理者及び市民文化局市民スポーツ室が定める。

- (1) 等々力陸上競技場及び補助競技場並びにサッカー場
- (2) 等々力球場
- (3) 川崎市役所道路公園センター所管の野球場及び少年野球場
- (4) 幸区役所道路公園センター所管の野球場並びに中原区役所道路公園センター所管の野球場及び少年野球場並びに運動広場及び多目的広場

- (5) 高津区役所道路公園センター所管の野球場及び少年野球場
- (6) 麻生区役所道路公園センター所管の野球場及び少年野球場並びに市民文化局市民スポーツ室所管の野球場
- (7) 庭球場

6 参加者

各日程調整会議の参加者については、別に定める。

7 その他

この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する。